

－テイクアウト推進支援給付事業についてのQ&A－

令和2年（2020年）5月1日版

御質問	回答
事業について	
事業の目的を教えてください。	飲食店における、新型コロナウイルス感染者の集団発生が起きやすいとされる3密を防ぎながら、市民の食の提供を持続的に行うことが目的です。
飲食店のみが対象なのは何故ですか。	事業の目的を感染拡大防止と市民の持続的な食の提供としているためです。
事業に参加するために実施しなければならないことは何ですか。	<ul style="list-style-type: none"> ① 市が指定する感染拡大防止対策を実施してください。 ② 電話によるテイクアウトの注文を受け付け、利用客におおよその商品受渡し時刻を伝えてください。 ③ 市が配布するのぼり旗またはステッカーを掲示してください。
市が指定する拡大防止策とは何ですか。	「テイクアウトを実施する事業者の皆さまへ」に記載する衛生管理方法や新型コロナウイルス感染防止対策です。
事業に参加することで受けられる支援は何ですか。	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業参加協力金 10万円を交付します。（1店舗 10万円） ② のぼり旗またはステッカーを合わせて2枚まで配布します。

	③ 市ホームページと広報つくばで「テイクアウトできる飲食店一覧」として紹介します。
のぼり旗は必ず立てなければなりませんか。	テイクアウト事業を実施していることが外から一目見てわかるようにするため、のぼりがおすすめですが、困難な場合はステッカーの掲示でも構いません。
市に提供した情報は、ほかの目的にも使われますか。	テイクアウト情報調査票に記載していた情報は、市ホームページ、広報つくば、その他の広報媒体へ記載します。また、テイクアウト推進事業を行う他の団体等にも提供します。
対象者について	
対象者を教えてください。	次の①～④をすべて満たす飲食店 ① 市内に本店のある法人または市内に飲食店のある個人 ② 市外に事業本部があるフランチャイズに加盟していない方 ③ 当該事業を実施できる方 ④ そのほか本事業要項に記載した要件をすべて満たす方
最近テイクアウトを始めたのですが対象になりますか。	すでにテイクアウトを実施している飲食店、これからテイクアウトを実施する飲食店ともに対象となります。

店内飲食も継続していますが対象となりますか。	対象となります。ただし、店内飲食においても可能な限り感染防止対策をお願いします。
手続きについて	
いつから申し込めますか。	5月1日から申し込み可能です。
どのように申し込めばいいですか。	必ず郵送でお申し込みください。
申し込み期限はいつまでですか。	5月15日までです。(当日消印有効)
必要な書類は何ですか。	協力金交付申請書兼誓約書(様式第1号)、飲食店等の営業許可証の写し、テイクアウト情報調査票、商品の写真が必要です。
写真はどのように提出しますか。	Eメールでご提出ください。(メールの題名は必ず店舗名とすること) 宛先: eco051@city.tsukuba.lg.jp なお、郵送での提出も可能です。
申請者は法人の代表者以外でも良いですか。	申請者は営業許可証と同一となるようにお願いします。
複数店舗を展開している場合、各店で申請しても良いですか。	申請は1件でまとめてお願いします。店舗情報は複数掲載が可能ですので、業態の異なる店舗ごとに「テイクアウト情報調査票」を提出してください。
交付金の交付・不交付のお知らせはありますか。	申込内容を審査し、交付の場合は請求のあった口座に入金し、不交付の場合はその旨通知します。
いつ頃入金されますか。	書類を御提出いただいたタイミングに

	<p>よりますが、審査終了後、順次入金していきます。5月下旬から順次入金予定です。</p>
<p>実績など報告する必要がありますか。</p>	<p>ありません。ただし、テイクアウトに関する情報や電話番号を市ホームページや広報つくばに掲載しますので、対応をお願いします。</p>